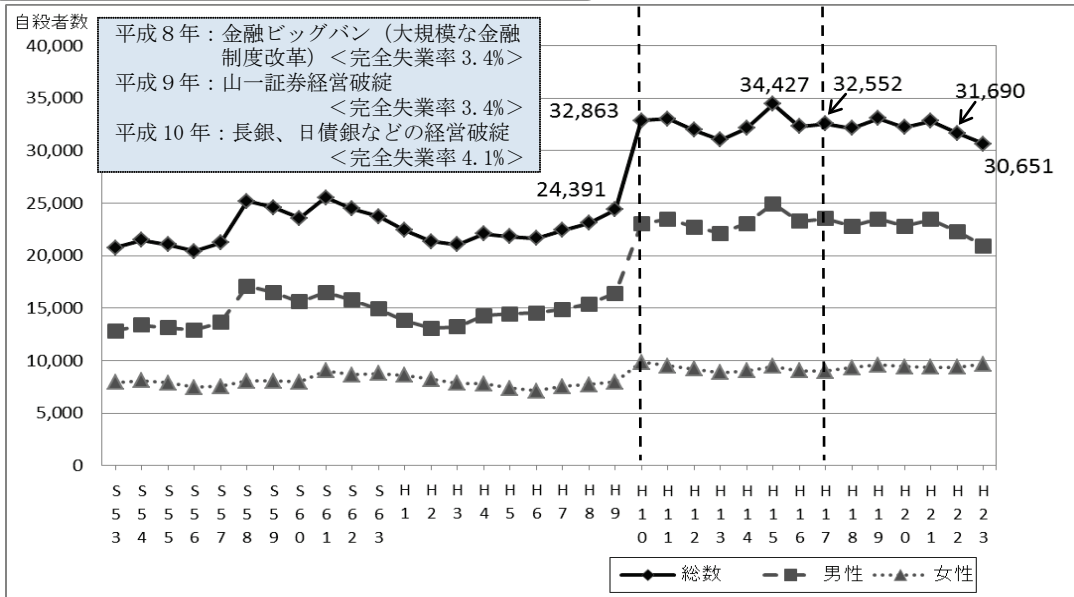


# 参 考 资 料

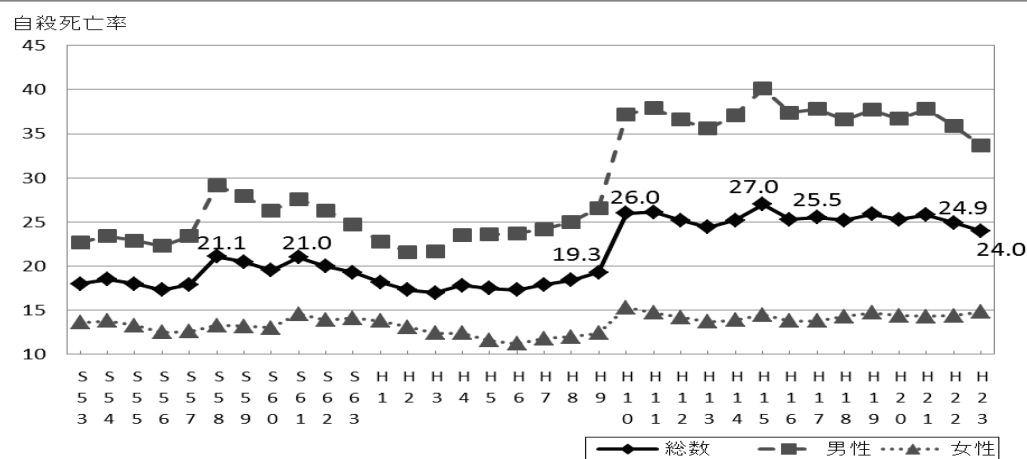
# 我が国における自殺の現状

### 自殺者数の推移（昭和53年～平成23年）



（注）内閣府及び警察庁が平成24年3月に公表した「平成23年中における自殺の状況」に基づき当省が作成した。

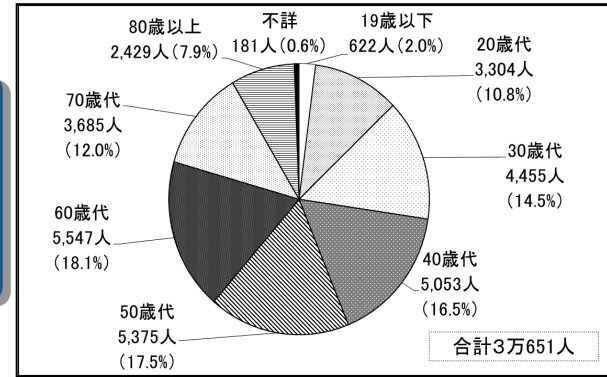
### 自殺死亡率の推移（昭和53年～平成23年）



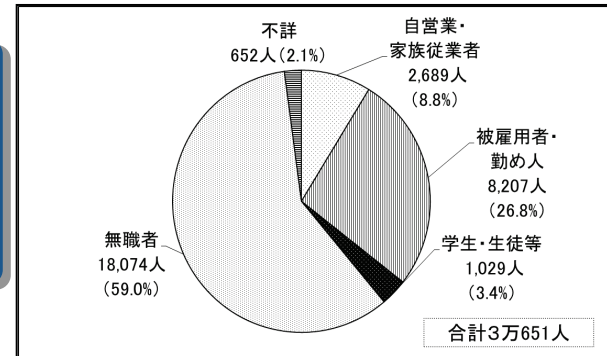
（注）内閣府及び警察庁が平成24年3月に公表した「平成23年中における自殺の状況」に基づき当省が作成した。

### 平成23年中における自殺の状況

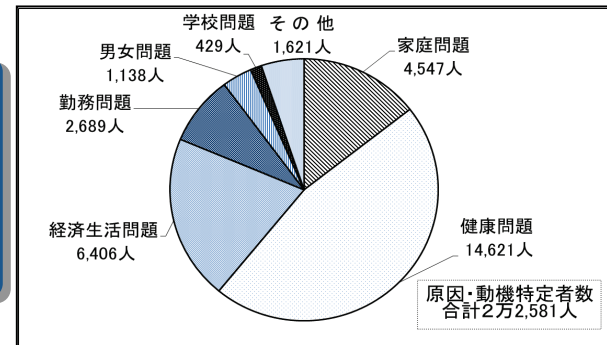
年齢別



職業別



原因・動機別



（注）1 内閣府及び警察庁が平成24年3月に公表した「平成23年中における自殺の状況」に基づき当省が作成した。

2 「原因・動機別」の自殺者数については、集計に用いられている警察庁の「自殺統計原票」において、明らかに推定できる原因・動機を3つまで計上することとされているため、自殺者数の合計は原因・動機特定者数（2万2,581人）とは一致しない。

別添 2

精神保健福祉センター等といのちの電話における相談受付件数

○ 全国の精神保健福祉センター、保健所及び市区町村における相談延人員等（平成 22 年度）

（単位：人、％）

相談の種類 機関の区分	来所による相談延人員	電話による相談延人員	電子メールによる相談延人員	計	合計
	うち自殺に関する相談 (割合)	うち自殺に関する相談 (割合)	うち自殺に関する相談 (割合)		
精神保健福祉 センター (68)	210, 592	266, 470	1, 852	478, 914	2, 456, 211 <b>48, 881</b>
	<b>3, 421</b> (1. 6)	<b>12, 200</b> (4. 6)	<b>154</b> (8. 3)	<b>15, 775</b> (3. 3)	
市区町村及び 保健所 (494)	797, 761	1, 168, 238	11, 298	1, 977, 297	(2. 0)
	<b>11, 638</b> (1. 5)	<b>21, 188</b> (1. 8)	<b>280</b> (2. 5)	<b>33, 106</b> (1. 7)	

- (注) 1 厚生労働省の「衛生行政報告例」(平成 22 年度)、「地域保健・健康増進事業報告」(平成 22 年度)等に基づき、当省が作成した。
- 2 平成 22 年度の「衛生行政報告例」における相談件数には、東日本大震災の影響により、宮城県のうち仙台市以外の市町村が含まれていない。また、平成 22 年度の「地域保健・健康増進事業報告」における相談件数には、東日本大震災の影響により、岩手県の一部の市町村(釜石市、大槌町、宮古市、陸前高田市)、宮城県のうち仙台市以外の保健所及び市町村、福島県の一部の市町村(南相馬市、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、飯舘村、会津若松市)が含まれていない。
- 3 精神保健福祉センターは、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号)第 6 条の規定に基づき、精神保健の向上及び精神障害者の福祉の増進を図るために、都道府県及び政令指定都市に設置することとされている機関であり、同条第 2 項において、i) 精神保健及び精神障害者の福祉に関する知識の普及及び調査研究、ii) 精神保健及び精神障害者の福祉に関する相談及び指導等を行うこととされており、都道府県及び政令指定都市において自殺に関する相談を受け付ける部署となっている。
- 4 保健所とは、地域保健法(昭和 22 年法律第 101 号)第 5 条の規定に基づき、都道府県、政令指定都市、中核市等に設置することとされ、同法第 6 条において、i) 地域保健に関する思想の普及、ii) 保健師に関する事項、iii) 精神保健に関する事項等を行うこととされており、精神保健福祉センターとともに、地方公共団体において自殺に関する相談を受け付ける部署となっている。

○ 全国のいのちの電話における相談受付件数等（平成 22 年）

（単位：件、％）

相談の種類 機関の区分	来所による相談	電話による相談	電子メールによる相談	計
	うち自殺に関する相談 (割合)	うち自殺に関する相談 (割合)	うち自殺に関する相談 (割合)	
全国のいのち の電話 (52)	—	755, 485	1, 803	757, 288
	—	<b>71, 233</b>	<b>693</b>	<b>71, 926</b>
	—	(9. 4)	(38. 4)	(9. 5)

(注) 一般社団法人日本いのちの電話連盟の資料に基づき当省が作成した。

# 自殺予防対策に関する行政評価・監視

## [事例集]

事例 1	自殺の危険性が高い者を中心とした先進的な取組事例	1
事例 2	いのちの電話に業務を委託等して自殺に関する相談業務の実施体制を整備して いる例	3
事例 3	地方公共団体において、様々な方法によりいのちの電話に対する支援を行って いる例	4
事例 4	地方公共団体において、独自の方法により、救命救急センターと関係機関等との 連携のための取組を実施している例	5
事例 5	地方公共団体において、相談員の心の健康を維持するための取組を行って いる例	7
事例 6	自殺に関する相談事業を行う民間団体において、相談員の心の健康を維持する ための取組を行っている例	8
事例 7	自殺予防に関する普及啓発の実施に当たって工夫した取組を行っている例	9
事例 8	幅広い対象者をゲートキーパーとして養成する取組を行っている例	10

事例 1

自殺の危険性が高い者を中心とした先進的な取組事例

地方公共団体名	取組の概要
東京都足立区	<p>平成 20 年度から実施している自殺対策に係る相談支援事業（「足立区こころのいのちの相談支援事業」）について、<u>毎年度、総合評価及び施策ごとに評価を行い、その評価結果に基づき、翌年度に取り組むべき施策の方向性を決定し、その方向性に基づいて各施策を実施している。</u></p> <p>これらの施策の見直しの結果、<u>自殺の危険性が高い者の相談が多いハローワーク会場での相談会を重点的に実施するなどの取組を行っている。</u></p> <p>また、同区では、平成 22 年度の評価結果・課題のうち、「ネットワークの構築」において、「複数の課題を持っている当事者へ連携した支援が始まってはいるものの、最後まで支援ができたかどうか把握できない」としているが、そのような事態の解消を図り、連携の成功事例を積み上げていくため、区の各種相談窓口を訪れた相談者で、複数の窓口での対応が必要と判断した者について、連携部署の足跡及び終結の状況等の情報について、かかわった各部署にフィードバックして情報を共有する仕組みを整備することとしている。</p> <p>同区における<u>自殺者数は、平成 21 年の 180 人から 23 年には 145 人(21 年比 80.6%)と減少している。</u></p>
宇都宮市	<p>こころの健康状態や自殺に関する意識の格差等を把握することにより、効果的な自殺予防・こころの健康づくり対策を進めるため、平成 19 年に「宇都宮市こころの健康づくり意識調査」を実施している。</p> <p><u>当該調査の結果、40 歳代の男性において、心の健康に不安を感じている人の割合が高いことが判明し、また、自殺に関する各種調査研究の結果を見ても、中高年男性の自殺死亡率は他の年代と比較して高い上、うつ病が自殺の大きな要因とされていることから、平成 20 年度から、市内に居住する満 50 歳の男性を対象に、メンタルヘルスチェック票（以下「チェック票」という。）を使用した「うつスクリーニング事業」を実施している。</u></p> <p>「うつスクリーニング事業」とは、生活習慣、健康状態及び心の状態等に関する質問から構成されたチェック票を対象者に送付するものであり、チェック票に回答した者に対しては、回答内容に応じた心身の健康状態及び結果に応じたアドバイスが記載された個人結果票が送付される仕組みになっている。</p> <p>また、平成 20 年度には、個人結果票とともに市の各種相談窓口のパンフレットが送付されるのみであったが、21 年度には、これに加え、職場の悩み、健康問題、家庭問題、メンタルの悩みなど幅広い問題に 24 時間体制で対応する「なんでも相談サービス」の電話番号が掲載されたチラシを送付するとともに、希望者については面接によるカウンセリングを受けることができるようにしている。</p> <p>さらに、22 年度には、チェック票の送付時にも「なんでも相談サービス」のチラシを同封した上、対象者の家族からの電話相談も受けるようにするなど、相談の対象者を拡大している。</p> <p>同市における<u>自殺者数は、平成 19 年の 118 人から 22 年には 105 人(19 年比 89.0%)と減少している。</u></p>

札幌市	<p>国の自殺総合対策大綱において、「自殺の実態解明を進め、その成果に基づき施策を展開する」とされたことを受け、平成 20 年に市民アンケート（自殺の意識調査）を実施するとともに、北海道警察本部から 19 年中の自殺統計に基づくデータの提供を受け、自殺の要因の分析を行い、21 年 5 月に「札幌市における自殺の概要」を取りまとめている。</p> <p>同市では、同市の自殺の特徴について、①20 代から 50 代の男性は多重債務や雇用問題などの経済・生活問題、②20 代から 50 代の女性は精神疾患を中心とした健康問題、③60 歳以上の人は性別を問わず身体疾患を中心とした健康問題が、自殺の原因・動機を中心となっていると分析している。</p> <p>また、同市では、自殺対策基本法、自殺総合対策大綱等に基づき、平成 22 年 3 月に「札幌市自殺総合対策行動計画」を策定しており、同計画では、27 項目の基本施策、その下に延べ 93 項目の具体的取組が掲げられているほか、前述の自殺の現状の分析結果に基づき、「経済問題を抱える中年男性に対する取組」、「健康問題（精神疾患）を抱える女性に対する取組」、「健康問題（身体疾患）を抱える高齢者に対する取組」を重点取組項目として掲げている。</p> <p>これらの重点取組項目に関する取組状況をみると、中高年、女性及び高齢者それぞれをターゲットとしたパンフレットを作成、配布しているほか、ターゲット別の人材養成研修の実施、経済問題に対する取組の一環として、自殺予防総合相談会（弁護士会、ハローワーク等によるワンストップ相談会）などを開催している。</p> <p>同市における自殺者数は、平成 21 年の 484 人から 23 年には 449 人（21 年比 92.8%）と減少している。</p>
-----	--

（注）当省の調査結果による。

## 事例 2

### いのちの電話に業務を委託等して自殺に関する相談業務の実施体制を整備している例

地方公共団体名	取組の概要
広島県	<p>平成 22 年 9 月から、生活の困難やこころの危機を抱えながら誰にも相談できないで一人で悩んでいる県民が、自殺企図にまで至る前段階で自殺予防を図ることを目的として、<u>県民専用の自殺予防いのちの電話フリーダイヤル事業を実施している。</u></p> <p><u>同事業の実施に当たっては、専門スタッフを有する民間団体の相談機能に着目し、いのちの電話に事業委託しており、いのちの電話に専用のフリーダイヤル電話機を設置し、いのちの電話の相談員が電話相談を受け付けている。</u>相談受付時間は、毎月 1 日の午前 8 時から午後 8 時までとなっている（平成 22 年度の相談受付件数は 55 件。）。</p> <p>同事業は、地域自殺対策緊急強化基金を活用した事業で、22 年度の委託金額は 86 万 4,000 円となっており、同県では、基金事業を実施することができる平成 24 年度までは継続して実施する予定だが、24 年度以降の実施については未定としている。</p>
福岡県	<p>平成 20 年 5 月から、自殺を防止するため、自殺を考えている者を対象とした「<u>自殺防止総合相談窓口（自殺予防ホットライン）</u>」を精神保健福祉センター内に設置した。平成 21 年度までは、相談員として、精神保健福祉センター職員 5 名に加え、6 人の嘱託員を配置していたが、平成 22 年度からは、<u>いのちの電話に運営を委託して相談業務を実施している</u>（平成 22 年度の委託金額は 1,614 万 1,000 円）。</p> <p>同相談窓口にかかってきた相談電話は、いのちの電話に転送され、いのちの電話の相談員が電話相談を受け付けており、相談受付時間は毎日 24 時間となっている。</p>
鹿児島県	<p>自殺の社会的要因である多重債務問題を持つ者を対象として、国の多重債務者相談強化キャンペーンにあわせ、県弁護士会及び県司法書士会の協力の下、平成 21 年度から弁護士又は司法書士による無料法律相談会を 9 月から 12 月にかけて開催している（同相談会は、平成 21 年度は 4 回、平成 22 年度は 5 回、それぞれ開催している。）。</p> <p>同相談会を開催するに当たり、<u>いのちの電話にも相談対応を依頼し、同相談員等による「心の悩み」相談を併せて開催している</u>（「心の悩み」相談の受付件数は、平成 21 年度は 5 件、平成 22 年度は 5 件）。</p>

（注）当省の調査結果による。

### 事例 3

地方公共団体において、様々な方法によりいのちの電話に対する支援を行っている例

地方公共団体名	取組の概要
高知県	相談員が安心して電話を受けられる安全な相談事業実施のための環境を整備するなどのために、いのちの電話に対し、 <u>県の施設の一部を事務室、相談室及び打合せ室として貸与している</u> （相談受付時間 9:00～21:00）。
沖縄県	電話相談を受け付けている相談員が安心して相談活動を行うことができるよう、 <u>警備員が常駐している県の施設を相談室として提供している</u> （相談受付時間 10:00～23:00）。
広島市	平成 22 年度から、うつ病、自殺に関する相談を受け付ける担当者を対象として、 <u>相談機関のネットワーク化や、相談員の資質の向上を目的として、市内の精神科病院の院長の協力を得て、自殺に関する事例検討会を実施</u> （平成 22 年度は 2 回開催）。そこに、 <u>いのちの電話相談員も参加させている</u> 。
札幌市	<p><u>相談員の募集について、①新聞広告の掲載、市の広報テレビ及び大型ビジョンでの放映、地下鉄車内への広告の掲載、②市が主催する講演会開催時に相談員の募集など、周知に係る協力を実施している</u>（注）。</p> <p>また、<u>いのちの電話が実施する講演会に対し、開催場所の提供や同講演会当日の援助（受付等の手伝いなど）を行ったり、相談員に対する研修（精神保健福祉センター所長による講義）を行ったりしている</u>。</p> <p>（注）いのちの電話における、平成 23 年度の相談員養成講座の受講希望（申請）者は 42 人となっている（平成 21 年度は 40 人、平成 22 年度は 15 人）。</p>
香川県	<u>県の自殺予防対策のホームページにいのちの電話の電話相談窓口の番号を掲載するとともに、いのちの電話のホームページへのリンクを掲載している</u> 。

（注）当省の調査結果による。



事例 4

地方公共団体において、独自の方法により、救命救急センターと関係機関等との連携のための取組を実施している例

地方公共団体名	取組の概要
兵庫県	<p><u>救命救急センターに搬送された自殺企図（未遂）者について、精神科医の診察が必要であると判断された場合、兵庫県こころのケアセンターから精神科医を派遣する「救急病院と精神科医師の連携モデル事業」を実施している。</u></p> <p>精神科医の派遣に当たっては、兵庫県こころのケアセンターに配置された自殺対策調整員が、精神科医の日程調整等を行い、自殺未遂者の同意を得た上で、精神科医による診察・治療に同席し、自殺未遂者及びその家族等に対して、必要な地域社会資源の情報提供及びつなぎ等を行い、再度の自殺を防ぐための関係機関の連携強化を図ることとしている。</p> <p>また、自殺対策調整員は、自殺未遂者の同意を得られた場合には、自殺未遂者の職業、自殺企図の手段、原因・動機、過去の自殺企図歴、精神科治療歴等の情報収集を行っている。</p> <p>なお、平成 22 年度の派遣実績は 39 件となっている。</p>
香川県	<p>救命救急センターに搬送された自殺未遂者及びその家族を対象に、同センターの機能を活用して精神医療及び精神保健福祉に係る支援を以下の方法により実施している。</p> <p>i) 救命救急センターに搬送された自殺未遂者及びその家族に対し、救命救急部の医師、看護師等が、精神保健福祉センターが実施する面接相談の希望の有無を確認</p> <p>ii) 面接相談の希望がある場合、<u>本人又はその家族の同意を得て、精神保健福祉センターに対し、書面により自殺未遂者の氏名、連絡先、自殺企図の内容、治療状況等の情報を提供</u></p> <p>iii) 面接相談の結果、<u>必要に応じて、精神科の医療機関への受診を勧奨</u></p> <p>なお、平成 22 年 7 月から 23 年 3 月までに、計 14 人の自殺未遂者と面接相談を実施している。</p>
さいたま市	<p>自殺未遂者への適切な精神科医療の提供を図るため、「G P E ネット事業」を実施している。</p> <p><u>G P E ネット事業は、精神科の医療機関に空床を確保しておいてもらい、精神科受診が必要と考えられる患者が救命救急センターに搬送された際に、必要に応じて精神科の医療機関へ紹介するものである。</u></p> <p>自殺未遂者について、救急医療機関から精神科の医療機関へ受診予約及び情報提供を行い、患者へ精神科の医療機関及び予約日時の伝達を行う。また、当該患者が精神科の医療機関を受診後、精神科の医療機関から救急医療機関及び G P E ネット事業事務局へ受診結果が報告される仕組みとなっている。</p> <p>なお、平成 22 年 10 月から 23 年 3 月までの G P E ネット事業利用実績は 19 件となっている。</p>
福岡市	<p>入院中に自殺の原因となった問題の解決に向けた取組を早急に行う必要があるとの観点から、救命救急センターに搬送された自殺未遂者のうち、<u>多重債</u></p>

	<p><u>務等を原因とした自殺未遂者について、本人の同意を得た上で、司法書士会が司法書士を派遣し、自殺未遂の原因となった多重債務等の問題に対する相談に応じる取組を実施</u>している。</p>
高松市	<p><u>救命救急センターに搬送された自殺未遂者及びその家族のうち、保健所による支援を希望する者について、本人の同意を得た上で、保健所の職員が訪問、面接相談等を実施</u>している。</p> <p>また、関係機関等からの情報に基づき、地域において自殺予防に関する支援が必要であると思われる自殺未遂者及びその家族について、支援を希望する者を対象に面接相談を実施している。</p>

(注) 当省の調査結果による。

事例 5

地方公共団体において、相談員の心の健康を維持するための取組を行っている例

地方公共団体名	取組の概要
鹿児島県	<p>相談員同士のカンファレンスを行うことで、相談員が一人で抱え込まないようにするとともに、相談窓口が設置されている<u>精神保健福祉センターの所長(精神科医)及び保健師が参加して、対応困難な相談事例についての検討会を実施</u></p> <p>また、<u>同センターの所長による相談員の心のケアのための面談を随時実施</u></p>
広島市	<p>相談対応によるつらい気持ちを引きずらないようにするため、相談実施後の相談員同士の情報共有を行うとともに、<u>対応が困難な事例については、精神科医師による対応方法等に関する助言を受ける</u>ことで、相談員一人で抱え込まないようにし、相談員の負担を軽減している。</p>
東京都足立区	<p>相談員の心のケアのための取組として、相談員同士による相談処理事案の情報共有及び上司による助言等を日常的に行っている。</p> <p>また、<u>相談窓口の相談員等を対象としたゲートキーパー研修において、相談員の心のケアに関する内容を盛り込んでいる。</u></p>

(注) 当省の調査結果による。

事例 6

自殺に関する相談事業を行う民間団体において、相談員の心の健康を維持するための取組を行っている例

区分	取組の概要
取組例 1	<p>○ 月に 1 度、全相談員を 10 人程度のグループに分け、グループ単位で研修を実施している。この研修は、相談事例のケースワークを行うとともに、相談員同士で悩みを打ち明け、<u>臨床心理士等からの指導・助言を受ける場として実施しているもので、全相談員に参加を義務付けている。</u></p>
取組例 2	<p>○ 月曜日～土曜日の 10 時～17 時までは、<u>事務局職員が必ず一人以上は常駐し、相談員からの相談にはいつでも対応できるようにするとともに、これらの日時以外の時間には決められた職員が相談員に対するケアのための専用の携帯電話を所有し、相談員からの連絡・相談に対応できる体制を整えている。</u></p> <p>○ サポートが必要な相談（攻撃性がある、自殺の危険性が高い等）については、<u>モニター電話により別の相談員が話を聞きながら、担当の相談員へアドバイス等</u>を行いながら対応している。</p>
取組例 3	<p>○ 深夜帯の電話対応のため、<u>相談員の健康管理から事故防止まで（精神症状などを含む健康障害の対処方法等）の心得を、掲示と相談員全員への配布。</u></p>
取組例 4	<p>○ 月 1 回、<u>自らの相談対応の振り返りを行う「月例スーパービジョン」を実施。</u>自殺決行中の相談等緊急時の対応を要する相談を受けた相談員については、当該ケースに係るスーパービジョンを受講することを義務付けている</p> <p>○ 相談員が相談対応後に活用できるよう、<u>相談員の心の健康の維持を目的とした自己チェックリストを相談室に備え付けており、相談員はいつでもそれに記入して事務局に提出することができるようにしている。</u></p>
取組例 5	<p>○ <u>相談員が相談を受け終わった後、当該相談案件の対応方法等についてサポーター及びスーパーバイザー（臨床心理士等の有資格者）と意見交換をしたり、指導を受けたりする振り返り作業を必ず行わせている。</u></p> <p>○ 一人の相談員が連続して相談電話を受けないように、1 回線当たり複数の相談員で交互に担当させている。</p>

(注) 当省の調査結果による。

事例 7

自殺予防に関する普及啓発の実施に当たって工夫した取組を行っている例

地方公共団体名	取組の概要
沖縄県	<p>県の完全失業率は全国で最も高く（平成 22 年：平均 7.6%）、自殺者に占める無職者の割合が高い（平成 22 年：65.5%）ことから、無職者に対する自殺対策が急務となっており、広く県民を対象とした講演会やリーフレット等による普及啓発とは別に、<u>特に解雇や雇い止め等による無職者を対象としたちらしやカードを作成し、県内のハローワーク、市町村、福祉保健所等で配布し、精神保健福祉センターや福祉保健所等で実施しているところの健康相談窓口の周知</u>を行う工夫を行っており、普及啓発の対象者を明確にした取組を実施している。</p>
名古屋市	<p><u>自殺予防対策に関する知識の普及啓発用物品として、一般住民向けと主に離職者向けの 2 種類を作成している。</u>これらについては、物品に記載している相談窓口を変えており、一般住民向けの物品には、心の健康に関する相談窓口、経営に関する相談窓口等を記載し、離職者向けの物品には心の健康に関する相談窓口のほかに、住宅や生活費に関する支援を行う相談窓口を記載するなど、<u>普及啓発の対象者を明確にして、対象者に合わせて記載内容を変更する工夫</u>を行っている。</p> <p>また、<u>一般向けの物品は市内の主要駅周辺で配布し、離職者向けの物品はハローワーク周辺で配布する</u>など、配布場所についても工夫している。</p>

（注）当省の調査結果による。

事例 8

幅広い対象者をゲートキーパーとして養成する取組を行っている例

地方公共団体名	取組の概要
東京都足立区	<p>相談者の隠れた悩み（自殺の兆候等）を見つけ出して適切な機関につなぐことで、自殺は社会の取組で防げるといった共通意識を持ってもらうことを目的として、ゲートキーパー研修を実施している。できる限り広い範囲の者がゲートキーパーとしての役割を果たしてもらうことが必要であるとの考え方のもと、<u>自殺予防対策に直接関わりのない職員を含めた全職員、民生・児童委員、消費生活相談員、教育委員会事務局の相談員、一般住民にゲートキーパー研修を受講させることで、自殺予防に関する意識の醸成を図っている。</u></p> <p>ゲートキーパー研修は、区職員をはじめ、広く一般区民も対象とした「ゲートキーパー研修（初級）」、区職員、関係機関を対象とした「ゲートキーパーフォロー研修（中級）」及び「他分野合同研修会（上級編）」の3研修の体系で実施されており、「ゲートキーパー研修（初級）」については、平成26年度までに同区的全職員に同研修を受講させることとしており、平成22年度までに計1,170人の職員が同研修を受講している。</p> <p>同区では、同研修を受講した職員や相談員からは、自らの所掌業務が自殺予防対策に係る取組の一部であり、自殺の危険性が高いと思われる相談者に対する対応は非常に重要であるという意識を持って相談業務に当たることができるようになったとする意見が出ており、自殺予防対策に対する意識の醸成に役に立っているとしている。</p>
愛知県	<p>自殺の原因として多いうつ病患者のうち、90%以上の人から睡眠障害の訴えがみられ、不調を感じながらも、内科や精神科を受診せず、薬局で手軽に入手できる睡眠改善薬等を服用している人も多いと推測されるとし、<u>県薬剤師会の協力を得て、同会に所属する薬剤師を対象に、うつ病の「気づき」と早期治療への「つなぎ」を促すゲートキーパーとなることを目的とした研修を実施している。</u>（平成21年度受講者：153名、平成22年度受講者89名）</p> <p>研修では、うつ病（特に不眠との関係）についての講義、うつ・自殺対策におけるゲートキーパーとしての薬剤師の役割、傾聴についての技術の習得について講義が行われ、受講者には、修了証書が発行される。ゲートキーパーとして養成された薬剤師には、睡眠改善薬等の購入者に対し県内の相談機関窓口を教示するためのリストの配布、相談窓口を紹介する啓発物の薬局への設置を依頼している。</p> <p>同県では、実際に、薬局でもらった啓発物から精神保健福祉センターの相談に結びついた例があったほか、相談窓口を紹介する啓発物を送付してほしいとの声がかかるなど、当該取組に積極的に取り組んでおり、また、県薬剤師会においても、メンタルヘルスに関する研修会を独自に行う動きもみられ、一定の効果は得られたとしている。</p>

（注）当省の調査結果による。